

船橋市工事技術検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「船橋市工事技術検査規程（平成26年船橋市訓令第11号）」（以下、「技術検査規程」という。）の技術的な事項を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、下記に定めるところによる。

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| (1) 検査主管課長 | 検査を主管する課の長 |
| (2) 工事主管課長 | 工事を主管する課等の長 |
| (3) 技術検査規程第4条の別に定める技術検査基準 | 「船橋市工事技術検査基準」 |
| (4) 技術検査規程第5条の別に定める評価基準 | 「船橋市工事成績評価要領」（以下、「成績評価要領」という。） |

(技術検査の内容)

第3条 技術検査は、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握するものとする。

(技術検査の種類)

第4条 技術検査は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事の施工期間中に実施する技術検査（以下、「中間技術検査」という。）
- (2) 出来形検査時に実施する技術検査（以下、「出来形技術検査」という。）
- (3) 出来形検査（部分引渡し）時に実施する技術検査（以下、「出来形技術検査（部分引渡し）」という。）
- (4) 完成検査時に実施する技術検査（以下、「完成技術検査」という。）

(中間技術検査)

第5条 中間技術検査は、設計金額が1億円以上の工事、低入札価格調査実施要領に基づく調査において履行可能と判断し契約締結した工事（以下、「低入札価格工事」という。）、或いは検査主管課長又は指定検査職員が必要と認めた工事（仮設等がある施工期間中でなければ技術検査の内容が確認できない工事等）を対象として実施する。

- 2 中間技術検査の実施は、完成、出来形の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。
- 3 実施回数は、原則、工期が12ヶ月以内の工事は1回、12ヶ月を超える工事は12ヶ月ごと及びその端数につき1回実施するものとし、必要に応じて、検査主管課長と協議のうえ、増減できるものとする。なお、出来形技術検査又は出来形技術検査（部分引渡し）を兼ねることができるものとする。また、低入札価格工事については、検査主管課長と協議のうえ、決定するものとする。
- 4 実施時期は、契約後1ヶ月以内に、受注者から提出された工程表及び【別紙1】等を参考に受注者

と協議し、第2項に定める時期を選定し、検査主管課長と協議のうえ決定するものとする。

- 5 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成技術検査、出来形技術検査（部分引渡し）及び出来形技術検査時において、確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。
- 6 中間技術検査の対象工事は、【別紙2】を参考に特記仕様書で指定するものとする。

（検査の手続き）

第6条 完成技術検査、出来形技術検査（部分引渡し）及び出来形技術検査に係る事務手続きについては、「船橋市工事検査規程（平成15年船橋市訓令第4号）」（以下、「検査規程」という。）に基づき行うものとする。なお、「検査規程」第9条第1項、並びに第11条第1項、第2項及び第3項の規定に定める「別に定める技術検査資料」については、次に掲げるものとする。

- (1) 「検査規程」第9条第1項の規定に定めるもの

ア 「技術検査要綱」の規定に基づく資料

（イ）工事技術検査調書 （第3号様式）

イ 「成績評定要領」の規定に基づく資料

（イ）工事成績評定表 （第1号様式）

（ロ）工事成績採点表 （第2-3号様式）又は（第2-4号様式）

- (2) 「検査規程」第11条第1項、第2項の規定に定めるもの

ア 「技術検査要綱」の規定に基づく資料

（イ）工事技術検査確認通知書 （第5号の1様式）

イ 「成績評定要領」の規定に基づく資料

（イ）工事成績評定表 （第1号様式）

（ロ）工事成績採点表 （第2-3号様式）又は（第2-4号様式）

- (3) 「検査規程」第11条第3項の規定に定めるもの

ア 「技術検査要綱」の規定に基づく資料

（イ）工事技術検査結果 （第6号様式）

- 2 中間技術検査に係る事務手続きについては、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 工事主管課長は、受注者から「中間技術検査依頼【別紙3】」を受けたときは、「工事中間技術検査依頼書（第1号様式）」に、次に掲げる資料を添えて、検査主管課長又は指定検査職員に依頼するものとする。

ア 契約図書等

（イ）契約書（契約関連図書を含む）

（ロ）設計図書（設計書・仕様書・図面・質問回答書等）

（ハ）施工体制等点検表

イ 施工管理資料

（イ）施工計画書

（ロ）工事写真

（ハ）工事打合せ記録簿

（ニ）品質管理関係書

（ホ）出来形関係図書

(カ) 上記に掲げるもののほか受注者から提出された資料

ウ 中間技術検査の対象範囲資料

(ア) 出来形及び品質等を確認することのできる資料

(2) 検査主管課長又は指定検査職員は、前号の規定により中間技術検査の依頼を受けたときは、技術検査職員及び検査日を決定し、「工事中間技術検査実施通知書（第2号様式）」により工事主管課長に通知するものとする。

(3) 技術検査職員は、中間技術検査を実施したときは、次に掲げる資料を添えて、検査主管課長に報告するものとする。

ア 「技術検査要綱」の規定に基づく資料

(ア) 工事中間技術検査調書 (第4号様式)

イ 「成績評定要領」の規定に基づく資料

(ア) 工事成績評定表 (第1号様式)

(イ) 工事成績採点表 (第2-3号様式)

(4) 検査主管課長又は指定検査職員は、中間技術検査を実施したときは、次に掲げる資料を添えて、工事主管課長に通知するものとする。

ア 「技術検査要綱」の規定に基づく資料

(ア) 工事中間技術検査確認通知書 (第5号の2様式)

イ 「成績評定要領」の規定に基づく資料

(ア) 工事成績評定表 (第1号様式)

(イ) 工事成績採点表 (第2-3号様式)

(5) 工事主管課長は、前号の場合にあっては、工事中間技術検査結果通知書（第7号様式）により、受注者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのないものは、検査規程を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(船橋市中間検査実施要領の廃止)

2 船橋市中間検査実施要領は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年８月１９日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に契約した工事に係る技術検査については、なお従前の例による。

別紙 1

【参考】実施時期（土木工事）

区 分	工 種	項 目 ・ 時 期
河 川	護岸・堤防	・ 本体工（鋼矢板、鋼管矢板）の一部打設または完了時 ・ 裏込材の施工時または完了時
	樋門・樋管	・ 基礎工（杭、地盤改良等）の一部施工または完了時
	水門	・ 本体工鉄筋の組立時または完了時（コンクリート打設前）
	堰	・ 型枠工の組立時または完了時（コンクリート打設前）
	排水機場	・ コンクリート一部打設または完了時
	水路トンネル 床止め・床固	・ コンクリート捨てブロック・方塊ブロック・籠マットの施工時 ・ 構造物の埋戻し前
道 路	構造物・土工	・ 構造物の基礎工、鉄筋組立時または完了時 ・ 構造物の埋戻し前 ・ 施工が1/3～1/2程度完了時 ・ 河川等に準じる
	舗装工	・ 路盤工の一部施工または完了時
	橋梁下部	・ 基礎工の一部施工または完了時 ・ コンクリート一部打設または完了時 ・ 河川等に準じる
	鋼橋上部	・ 架設工の初期段階または完了時 ・ 仮組立終了後
	コンクリート橋上 部 （P C ・ R C）	・ 鉄筋組立時または完了時 ・ コンクリート一部打設または完了時
	共同溝	・ 鉄筋組立時または完了時 ・ コンクリート一部打設または完了時
下水道	推進工	・ 施工時または貫通時
	シールド工	・ 施工時または貫通時 ・ 立坑完了時
	管布設工	・ 布設延長の概ね50%程度施工時
	処理場・ポンプ場	・ 基礎工（杭、地盤改良等）の一部施工または完了時 ・ 本体工鉄筋の組立時または完了時（コンクリート打設前） ・ 型枠工の組立時または完了時（コンクリート打設前） ・ コンクリート一部打設または完了時 ・ 構造物の埋戻し前
公園、区画 整理等		・ 河川等に準じる

別紙 1

【参考】実施時期（建築・電気・機械工事）

区 分	工 種	項 目 ・ 時 期
建 築	建築工事	・ 基礎（杭等）工事の一部施工または完了時 ・ 鉄筋一部組立時または完了時（コンクリート打設前） ・ 型枠一部組立時または完了時（コンクリート打設前） ・ コンクリート一部打設または完了時 ・ 鉄骨一部建方時または完了時 ・ 躯体工事以外の一部施工または完了時（隠蔽前） ・ 改修箇所が隠蔽される前
	電気設備工事	・ 主要配管、配線完了後（隠蔽前）
	機械設備工事	・ 主要配管完了後（隠蔽前）
機械設備	改修工事 (既設備稼働中)	・ 改修工事部分が隠蔽される前
	プラント設備等の 槽類工事	・ 水張り直前
	埋設タンク工事	・ タンク据付時

設計図書記載例

1. 設計金額 1 億円以上の工事

第〇条 中間技術検査

- 1 本工事は、中間技術検査の対象である。
- 2 中間技術検査は、船橋市工事技術検査規程、船橋市工事技術検査要綱、船橋市工事技術検査基準等に基づき実施する。

2. 低入札価格工事に該当する可能性がある工事

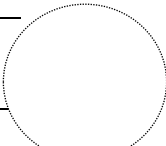
第〇条 中間技術検査

- 1 本工事は、低入札価格調査実施要領に基づく調査において履行可能と判断し契約締結したときは、中間技術検査の対象とする。
- 2 中間技術検査は、船橋市工事技術検査規程、船橋市工事技術検査要綱、船橋市工事技術検査基準等に基づき実施する。

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____



使用印

中間技術検査依頼書

令和 年 月 日付け契約に係る下記工事について、中間技術検査を依頼します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 請 負 代 金 額 円

第1号様式

工 事 中 間 技 術 検 査 依 頼 書

第 号
令和 年 月 日

(検査主管課長又は指定検査職員) 様

(工事主管課長)

次の工事について、中間技術検査を依頼します。

発 注 年 度		
工 事 番 号		
工 事 名		
工 事 場 所		
業 種 区 分		
設 計 金 額		
変 更 設 計 金 額		
請 負 金 額		
変 更 請 負 金 額		
工 期		
変 更 工 期		
中間技術検査依頼書 受 理 年 月 日		
監 督 職 員		
現 場 代 理 人		
主 任 技 術 者		
監 理 技 術 者		
受注者	住 所	
	氏 名	

第 2 号様式

工事中間技術検査実施通知書

第 号
令和 年 月 日

(工事主管課長) 様

(検査主管課長又は指定検査職員)

次の工事について、中間技術検査を実施するので通知します。

発 注 年 度	
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
業 種 区 分	
中 間 技 術 検 査 実 施 年 月 日	
技 術 検 査 職 員	

第3号様式

工 事 技 術 検 査 調 書

令和 年 月 日

(検査主管課長) 様

(技術検査職員)

次の工事について、技術検査を実施したので報告します。

発 注 年 度		
工 事 番 号		
工 事 名		
工 事 場 所		
業 種 区 分		
技 術 検 査 年 月 日		
技術検査職員所見		
工事主管課立会者		
受 注 者 立 会 者		
受注者	住 所	
	氏 名	

第4号様式

工 事 中 間 技 術 検 査 調 書

令和 年 月 日

(検査主管課長) 様

(技術検査職員)

次の工事について、中間技術検査を実施したので報告します。

発 注 年 度		
工 事 番 号		
工 事 名		
工 事 場 所		
業 種 区 分		
中間技術検査年月日		
技術検査職員所見		
工事主管課立会者		
受 注 者 立 会 者		
受注者	住 所	
	氏 名	

第5号の1様式

工 事 技 術 検 査 確 認 通 知 書

第 号
令和 年 月 日

(工事主管課長) 様

(検査主管課長又は指定検査職員)

次の工事について、技術検査を実施したので通知します。

発 注 年 度		
工 事 番 号		
工 事 名		
工 事 場 所		
業 種 区 分		
技 術 検 査 年 月 日		
技 術 検 査 職 員		
技 術 検 査 結 果		
受注者	住 所	
	氏 名	

第5号の2様式

工 事 中 間 技 術 検 査 確 認 通 知 書

第 号
令和 年 月 日

(工事主管課長) 様

(検査主管課長又は指定検査職員)

次の工事について、中間技術検査を実施したので通知します。

発 注 年 度		
工 事 番 号		
工 事 名		
工 事 場 所		
業 種 区 分		
技 術 検 査 年 月 日		
技 術 検 査 職 員		
技 術 検 査 結 果		
受 注 者	住 所	
	氏 名	

工事技術検査結果

発 注 年 度					
工 事 番 号					
工 事 名					
工 事 場 所					
業 種 区 分					
(完成・出来形) 技 術 検 査 年 月 日					
技 術 検 査 職 員					
技 術 検 査 結 果					
受 注 者	住 所				
	氏 名				
工 事 成 績 評 定 点		評 価 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点	
		1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3. 3点	
			II. 配置技術者	/ 4. 1点	
		2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13. 0点	
			II. 工程管理	/ 8. 1点	
			III. 安全対策	/ 8. 8点	
			IV. 対外関係	/ 3. 7点	
		3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14. 9点	
			II. 品質	/ 17. 4点	
			III. 出来ばえ	/ 8. 5点	
		4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	/ 7. 3点	
		5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5. 7点	
		6. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 5. 2点	
		7. 法令遵守等		点	
		8. 総合評価技術提案			
評 定 点 合 計		/ 100点			

- ・ 評定の結果に疑問があるときは、本結果を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により船橋市長に対し説明を求めることができます。
- ・ 「技術検査結果」と「工事成績評定点」の内容は、必ずしも一致するものではありません。

第7号様式

工 事 中 間 技 術 検 査 結 果 通 知 書

船 第 号
令 和 年 月 日

(受注者) 様

船橋市長

次の工事について、中間技術検査を実施したので通知します。

発 注 年 度	
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
業 種 区 分	
中間技術検査年月日	
技 術 検 査 職 員	
技 術 検 査 結 果	